



偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループにおいて挨拶する伊藤大臣 (2月22日)

→ [P2](#)に関連記事



年度末金融の円滑化に関する意見交換会を開催 (2月28日)

→ [P8](#)に関連記事

## 目次

### 【トピックス】

- 偽造キャッシュカードに関する金融庁の対応について…………… 2
- 第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チームについて …… 7
- 年度末金融の円滑化に関する意見交換会の開催について…………… 8

### 【特集：「金融分野における個人情報保護」について】…………… 9

### 【ピックアップ：中小企業金融】

- リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ地方懇談会の開催について (福岡・大阪) …………… 11

### 【集中連載】

- いよいよペイオフ解禁拡大！ (第5回：ペイオフ本格実施総集編) …………… 13

### 【集中連載】

- 金融改革プログラム ―金融サービス立国への挑戦― (第3回：地域経済への貢献) …………… 16

### 【金融ここが聞きたい！】…………… 19

### 【お知らせ】…………… 22

- 新たなビジネスをお考えの方へ ～ノーアクションレター制度を御存知ですか？～

### 【2月の主な報道発表等】…………… 24

## 【トピックス】

### 偽造キャッシュカードに関する金融庁の対応について

金融庁は、先般（2月22日）、偽造キャッシュカード問題に関し、実態調査結果の公表、金融関係団体へ今後の犯罪防止策や犯罪発生後の対応などについて要請、「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」の立ち上げを行いました。

#### I. 偽造キャッシュカード問題に関する実態調査

全国銀行協会等が会員に対して実施している偽造キャッシュカード被害に関するアンケートによれば、平成16年9月以前に全231件（銀行218件、信用金庫等13件）の被害が発生しているところです。

金融庁は、これら被害の個々の状況について、各金融機関から任意報告を求め、208件（銀行199件、信用金庫等9件）の回答を得ました。

その後、当該報告内容を精査するとともに、追加的なヒアリングを行い、実態の把握・分析に努めてきたところですが、その調査結果について取りまとめ、公表を行いました。

調査結果の主な内容としては、

- ① 被害の地理的な特徴（被害にあった口座は関東に集中（全体の9割））
- ② 不正引出しの状況
  - ・ 引出し回数の4分の1は深夜（23～2時）のコンビニATMに集中。他方、引出し金額の3割は午前8～10時の銀行ATMに集中
  - ・ 全体の9割以上が3日以内に引出し。他方、3日以内に被害に気づいているのは全体の4分の1。
- ③ 補償の状況（一部補償も含めれば、全体の約1割で金融機関から顧客に対する補償を実施）
- ④ 暗証番号の状況（暗証番号が判明しているもののうち、6割が生年月日及び生年月日から類推可能な番号を使用）

などが挙げられます。

今後、当分の間、4半期ごとに実態調査を継続し、公表する予定です。

#### II. 偽造キャッシュカード問題に関する金融関係団体への要請

また、金融庁は、偽造キャッシュカード問題に関する実態調査の結果等を踏まえ、金融関係団体（注1）に対して、今後の犯罪防止策や犯罪発生後の対応などについて、要請を行いました。

具体的には、

- ① 被害の発生を防止する観点からは、
  - (ア) ICキャッシュカードや生体認証による本人確認の導入等、偽造防止や犯罪防止に向けた効果的な取組みの検討
  - (イ) 類推しやすい暗証番号の使用防止等
- ② 被害を極小化する観点からは、
  - (ア) 一日あたりのATM引出し限度額の一律引下げや引出し限度額を個別に変更する仕組みの導入
  - (イ) 異常な引出しを早期に顧客に通知するための仕組みの導入
- ③ 被害発生後の対応の観点からは、
  - (ア) 被害者に対する丁寧かつ真摯な対応
  - (イ) 警察当局との協力（情報提供・防犯ビデオ等）
  - (ウ) 被害者への補償のあり方についての真剣な検討

などです。

(注1) 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、農林中央金庫

### III. 「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」の立ち上げ

更に、監督局内に「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」(座長：岩原紳作東京大学教授)を設置し、

① 犯罪防止策 (ミニマム・スタンダードの設定、ベスト・プラクティスの提示)

② 犯罪発生後の対応のあり方 (顧客対応、警察への情報提供)

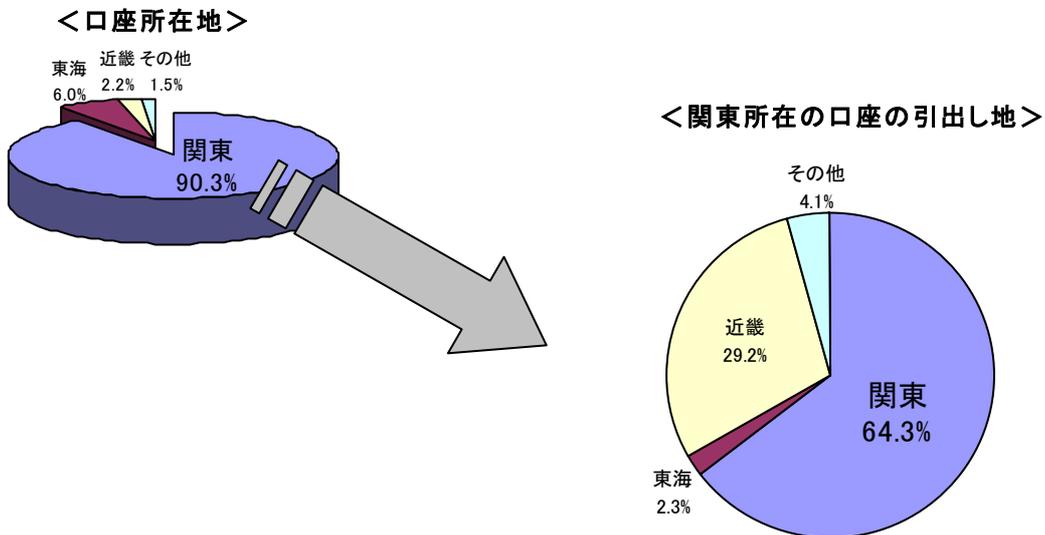
③ 被害が発生した場合の預金者への補償のあり方

について検討することとしました。

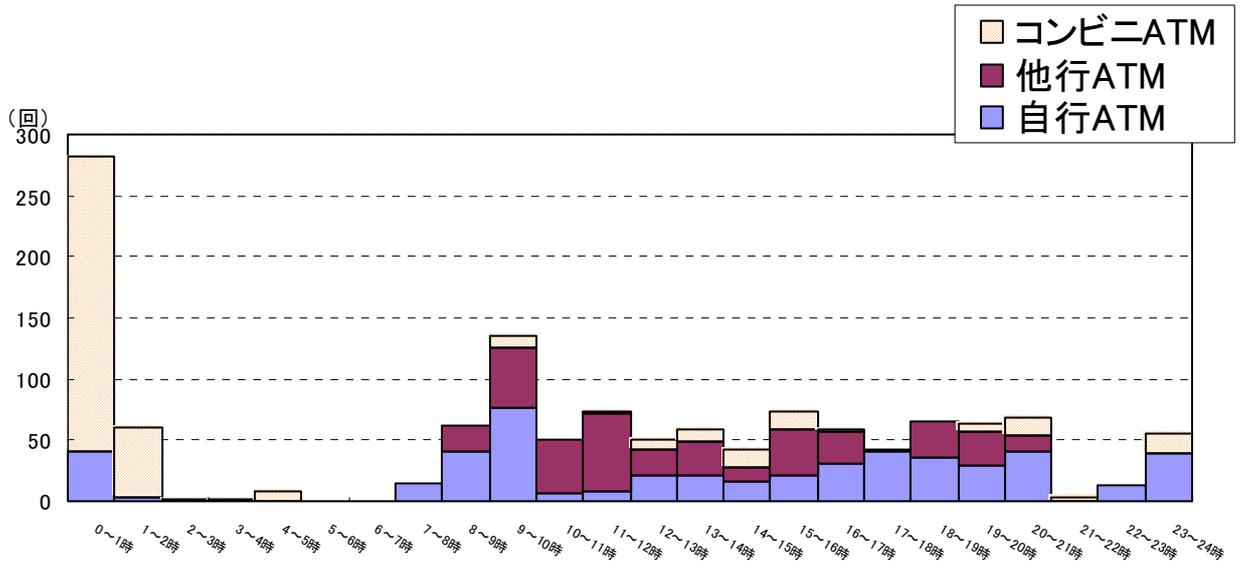
今後、同スタディグループの検討結果に基づき、更なる対策を講じていく予定です。

※ 偽造キャッシュカードに関する金融庁の対応について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から [「偽造キャッシュカードに関する金融庁の対応について」\(平成17年2月22日\)](#) にアクセスしてください。

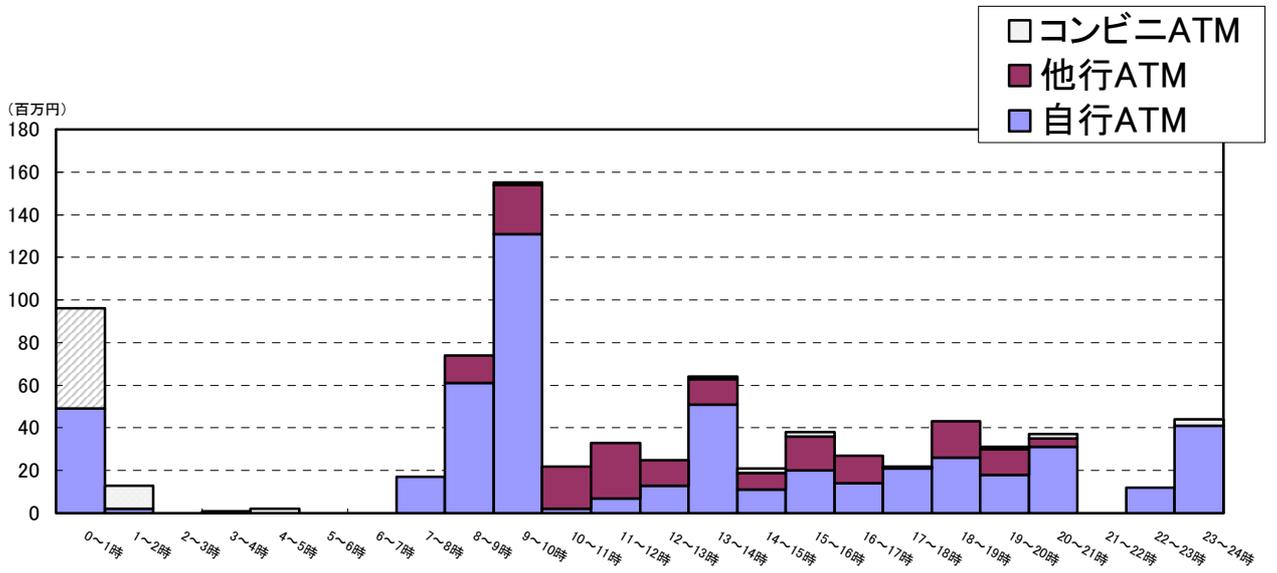
## 《被害は関東に集中》



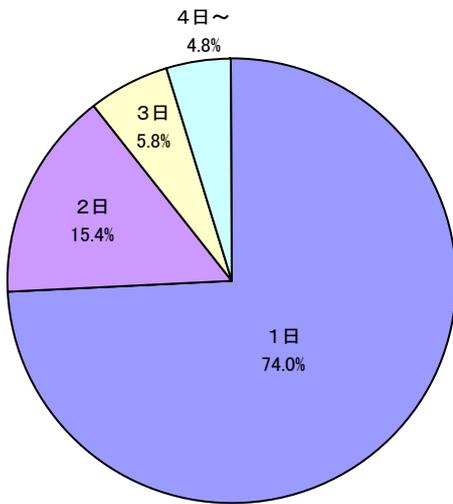
《引出し回数は深夜のコンビニATMに集中》



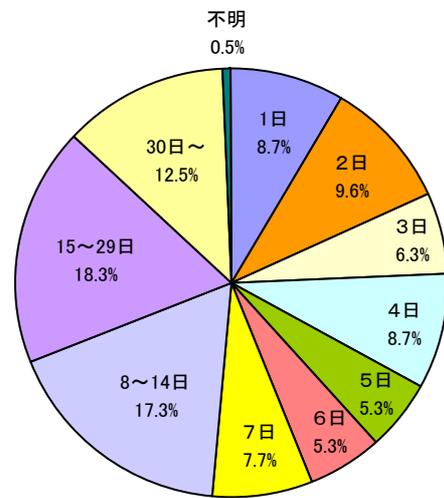
《引出し金額は午前9時台の自行ATMで最大》



《大半は3日以内に引出し》

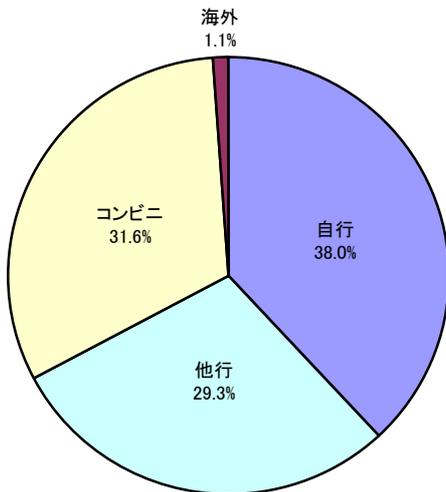


《3日以内に被害に気づいたケースは全体の4分の1》

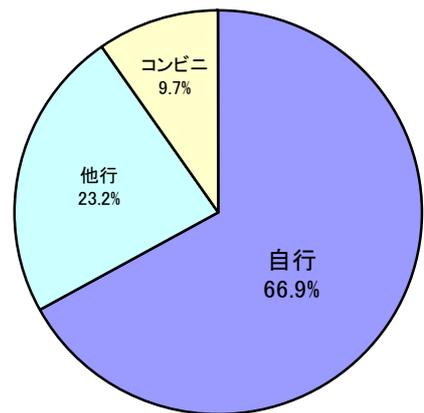


《ATM形態別引出し状況》

《回数では自行、他行、コンビニが各3分の1》

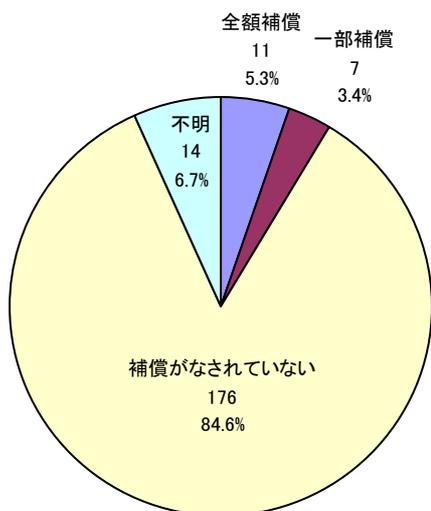


《金額では自行ATMが多い》

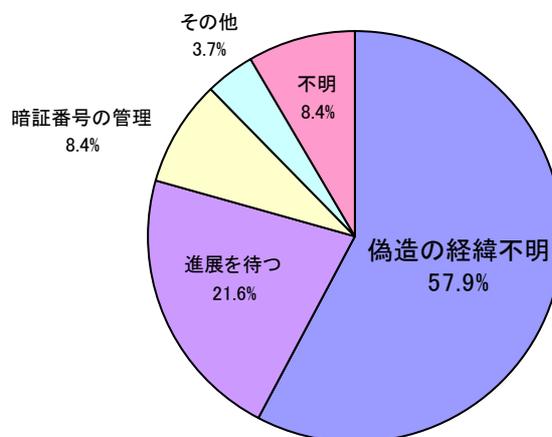


## 《被害への補償》

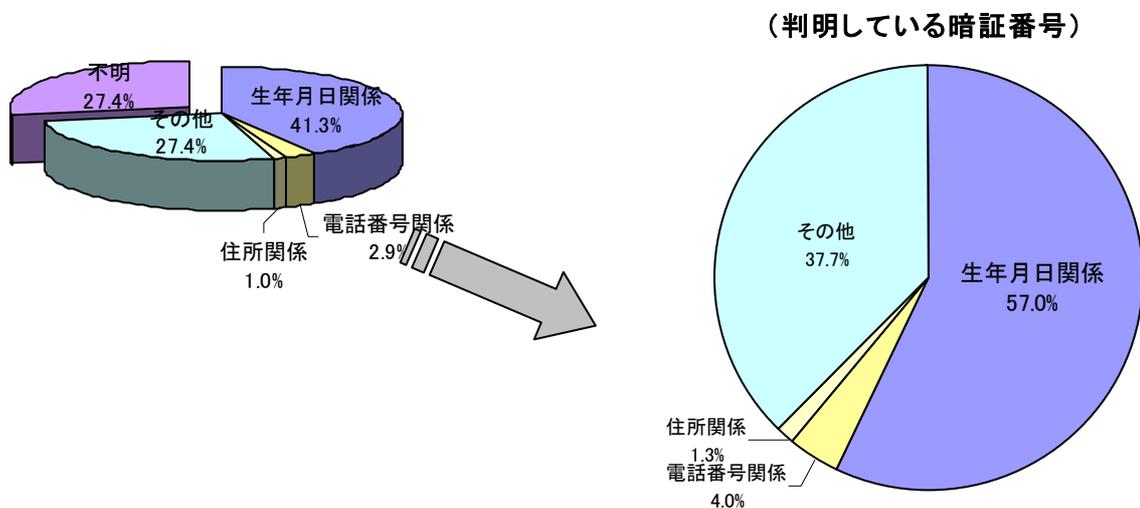
### ＜18件で補償を実施＞



### ＜補償がなされていない理由の 最多は「経緯不明」＞



## 《判明している暗証番号の6割は生年月日関係》



## 第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に 関する検討チームについて

少子高齢化社会が進行するなかで、これまで定期保険や終身保険などの死亡保障保険中心であった保険契約者のニーズが、医療保険や介護保険といった生存保障保険（第三分野の保険）へ変化していることを踏まえ、この分野の保険に対して、適切なリスク管理の下で適切に保険金等が支払われるよう、責任準備金の積立ルールや事後検証ルール等を整備することにより、保険会社における財務の健全性の確保を図っていく必要があると考えています。

このため、本件は、生損保両分野に共通の問題であること、また、医療・介護や保険数理等の専門的かつ技術的な分野と深く関わりを持つことから、アクチュアリー、公認会計士、有識者、生損保業界の実務者等のメンバー（※）からなる検討チームにおいて、検討していくこととしました。

去る2月24日に第1回検討会を開催しましたが、今後、月2回程度のペースで検討会を開催して、平成17年6月を目途に、第三分野に係る財務関連ルールのあり方に関する報告書を取りまとめる予定です。それを基に、できる限り早期に法令等の整備を進めて、平成18年度から新たなルールを適用することを目指しています。

なお、今回の対応は、[金融改革プログラム](#)における「保険会社のリスク管理の高度化」における「新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の枠組み等、財務関連ルールの整備」に基づくものです。

（注）第三分野の保険とは、傷害保険や医療保険、介護保険など、第一分野の保険（人の生存又は死亡に関して保険金を支払う保険で、定期保険や変額年金保険など）又は第二分野の保険（偶発の事故により生ずる損害をてん補するため保険金を支払う保険で、自動車保険、火災保険など）のいずれにも属さない保険のことを言います。

※ 検討チームのメンバーの詳細については、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チームについて」](#)（平成17年2月24日）にアクセスしてください。

## 年度末金融の円滑化に関する意見交換会の開催について

去る2月28日(月)に、金融機関代表者、関係省庁等を集め、「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました。

本会合では、年度末の資金需要期を迎えることを踏まえ、伊藤金融担当大臣から金融機関代表者に対して、健全な中小企業に対する資金供給の円滑化には格別の配慮をするよう要請するとともに中小企業金融の実態認識について意見交換を行いました。

その際、伊藤金融担当大臣から金融機関代表者に対して、融資取引に際して顧客に対して十分に説明を行うことや担保・保証に過度に依存しない融資について積極的に取組むことなどについて要請しました。

### <意見交換会参加機関等>

全国銀行協会、社団法人 全国地方銀行協会、社団法人 信託協会、社団法人 第二地方銀行協会、社団法人 全国信用金庫協会、社団法人 全国信用組合中央協会、社団法人 全国労働金庫協会、農林中央金庫、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、社団法人 全国信用保証協会連合会

## 【特集：「金融分野における個人情報保護」について】

### 1. はじめに

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下、「保護法」という）が 4 月 1 日より全面施行となります。金融分野における個人情報の保護のあり方については、金融審議会金融分科会特別部会（以下、「特別部会」という）において計 18 回審議され、同部会における審議等を踏まえ、[「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」](#)（PDF）（平成 16 年 12 月 6 日金融庁告示第 67 号。以下、「ガイドライン」という。）及び[「金融分野における個人情報保護の安全管理措置等に関する実務指針」](#)（PDF）（平成 17 年 1 月 6 日金融庁告示第 1 号。以下、「実務指針」という。）が策定、公表されました。

また、平成 16 年 12 月 20 日に開催された特別部会第 18 回会合において、「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」のとりまとめが行われ、金融分野の個人情報取扱事業者におけるガイドライン及び実務指針の遵守が求められたことに加えて、①安全管理措置の適切な実施②個人信用情報機関から得た信用情報の目的外利用の禁止、及び③いわゆる機微（センシティブ）情報の目的外利用の禁止について、各業法の体系上も個人顧客情報の保護の実効性・透明性を確保することが求められたことに基づき、各業法施行規則の改正を図ることとしています。

### 2. ガイドラインの概要

本ガイドラインは、金融分野における個人情報取扱事業者が、個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、①事業者が講ずべき措置の有効かつ適切な実施を図るための個人情報保護法の解釈指針を示す（保護法第 8 条に基づく措置）とともに、②金融分野における個人情報の特性及び利用方法にかんがみ、基本方針に基づく「格別の措置」として、個人情報の取扱いにおいて特に厳格な実施が求められる事項（保護法第 6 条に基づく措置）を盛り込んだものとなっています。

「格別の措置」として本ガイドラインで規定されている主な措置としては、

- ・ 門地、病歴等の機微（センシティブ）情報の取得等を原則禁止
- ・ 生体認証情報の取得等は、本人同意に基づく本人確認目的の場合に限定
- ・ 漏えい等事故発生時における監督当局及び被害者への通報等
- ・ 個人信用情報機関への情報提供にあたっての本人同意の取得
- ・ 第三者提供にあたっての本人同意は原則書面
- ・ 保有個人データの保存期間の設定、期間経過後の消去
- ・ 本人からの訂正等の申し出に応じない場合の根拠の明示 等

が挙げられます。

紙面の都合もあることから、個別の規定に関する具体的な説明は省略しますが、本ガイドラインについては、昨年 10 月に実施したパブリックコメントに対して約 400 件の意見・質問等が寄せられました。それらに対する回答については、金融庁ホームページの「金融分野における個人情報保護」から[「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」](#)（案）への意見一覧（PDF）に公表していますのでそちらを参照にしてください。

#### 【用語解説】

「機微（センシティブ）情報」とは・・・ガイドライン第 6 条において、「政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報」を機微（センシティブ）情報として限定列挙し、これらについては、金融分野における個人情報取扱事業者の取得・利用・第三者提供を原則として禁止しています。

なお、特にプライバシー性の高い情報をセンシティブ情報として保護することが同条の趣旨であり、新聞又は官報に掲載された公知の情報、外見上明らかな顔写真などはセンシティブ情報に該当しません。

### 3. 安全管理措置等に関する「実務指針」の概要

実務指針は、ガイドラインの第10条から第12条に定められた安全管理措置等の基本的事項等について、事業者の講じるべき措置を明示しているものです。実務指針に定められた規定のうち、保護法第20条から第22条の解釈に係る義務的規定に加えて、

- ・ センシティブ情報の取扱いに関する特別の措置
- ・ センシティブ情報に該当する生体認証情報の取扱いに関する特別の措置
- ・ 個人情報情報機関の会員管理に関する特別の措置

等の「格別の措置」として求められる内容を定めています。

なお、金融分野における個人情報取扱事業者は規模及び保有個人情報の数等も様々であることから、各事業者は、当該事業者の実状に照らして、「個人データの安全管理のために必要かつ適切な」措置として合理的に説明できる限りにおいて、実務指針に定められた措置を実施することが求められるものです。

実務指針の解釈についても、パブリックコメントで寄せられた質問等に対する回答を金融庁ホームページ上にて公開しています。詳細な内容については、金融庁ホームページの「金融分野における個人情報保護について」から[「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」への意見一覧](#)（PDF）に公開していますので、詳細な内容についてはそちらを参照してください。

### 4. 業法の施行規則等の改正について

金融審議会特別部会におけるとりまとめを踏まえ、ガイドライン及び実務指針の格別の措置等のうち、特に業法上も実効性を確保することが求められる3点（前述のとおり）について、各業法施行規則及び監督指針等において、個人顧客情報の適切な取扱いを確保するための所要の規定整備を進めました。先般、広く意見を求めるためその案をパブリックコメントに付しましたが、これらを踏まえて、各業法施行規則及び監督指針等が改正・公布され、4月1日より施行されます。

今後、違反に対しては、各業法上の法的根拠に基づく、実効性かつ透明性のある行政措置がとられることとなります。

#### <参考資料等>

1. 議論の経過等については、金融審議会特別部会の議事録・議事概要・配布資料等も金融庁ホームページの「審議会など」から[「金融審議会」](#)にて公開していますので、参考にしてください。
2. 金融審議会特別部会のとりまとめ（平成16年12月20日）については、金融庁ホームページから「審議会など」「金融審議会」「資料等」から[<特別部会>平成16年12月20日資料](#)に掲載されています。

## 【ピックアップ：中小企業金融】

### リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ 地方懇談会の開催について（福岡・大阪）



福岡（2月28日）

昨年12月24日に公表した「[金融改革プログラム](#)」では、地域金融に関して、「現行の（リレーションシップバンキングの機能強化に関する）アクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを継承する新たなアクションプログラムを（中略）策定する」とこととされました。

これを踏まえ、本年2月2日に開催された金融審議会金融分科会第二部会において、「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」を再開し、現行のアクションプログラムについて実績等の評価等の議論を行うこととされ、2月7日の再開以降、ワーキンググループにおいて精力的な議論が行われているところです。

こうしたワーキンググループにおける議論の一環として、これに地域金融等の実態を踏まえたより広範な意見を反映させるため、地域の中小企業経営者等と直接意見交換を行うことが有用であるとの観点から、先般、福岡財務支局及び近畿財務局の協力を得て、福岡（2月28日）及び大阪（3月2日）の2箇所において地方懇談会が開催されました。

当日は、地域の中小企業経営者、消費者、金融機関等のパネリスト及びワーキンググループのメンバーが参加し、現行のアクションプログラムの評価、新たなアクションプログラムへの要望等について、それぞれの立場から意見を発表した後、活発な意見交換が行なわれました。

パネリストからの主な意見は以下のとおりです。

- ・ 中小企業経営者のパネリストからは、現行のアクションプログラムには一定の評価ができるのではないかという意見がありました。他方、企業を評価するための経営者に対する人間洞察力が必要である、決算書以外の事業内容や商品力、経営者の資質も評価して欲しい、現場ではまだまだ担保や信用保証に依存する融資が依然として続いている、といった意見もありました。
- ・ 消費者のパネリストからは、金融機関による利用者に対する十分な情報開示や地域の消費者との交流を積極的に進めて欲しい、といった意見がありました。
- ・ 金融機関のパネリストからは、地域や業態或いは個別企業の事情によって、必要とする金融サービスの質・量なども違っており、新たなアクションプログラムの下では、各金融機関の計画が画一的ではなく「選択と集中」という考え方により策定・実施されるよう配慮して欲しい、といった意見がありました。

#### 【地方懇談会の概要】

○福岡

日 時：平成17年2月28日（月）14時～16時

場 所：ハイアット・リージェンシー・福岡

傍聴者：177名

参加者：

<パネリスト>

石村 僖悟	(株)石村萬盛堂 代表取締役社長
中村 智寛	(株)サンコー・テクノ 代表取締役社長
野口 博子	(有)ビスネット 取締役 (日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 九州支部長)
眞崎 建次	(株)マサキ・エンヴェック 代表取締役社長
溝上 泰弘	(株)ミズ 代表取締役社長
橋本 洸	福岡県商工部 部長
寺本 清	(株)福岡銀行 頭取
山本 孝之	(株)佐賀共栄銀行 頭取
古川 育史	福岡ひびき信用金庫 理事長
床嶋 保彦	福岡県中央信用組合 理事長

<ワーキンググループ委員>

堀内 昭義	中央大学総合政策学部 教授
金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株) 代表取締役社長
多胡 秀人	アビーム・コンサルティング(株) 顧問
淵田 康之	(株)野村資本市場研究所 執行役

## ○大阪

日 時：平成17年3月2日（水）15時～17時

場 所：都ホテル大阪

傍聴者：226名

参加者：

<パネリスト>

木村 皓一	(株)ミキハウス 代表取締役社長
更家 悠介	サラヤ(株) 代表取締役社長
地引 啓	(株)ロブテックス 代表取締役会長
武内 勇	(株)ミレニアムゲートテクノロジー 代表取締役
稲岡真理子	ライフマネジメント研究所 所長
林 郁	(財)関西消費者協会 理事長
柳 正憲	日本政策投資銀行 関西支店長
柏原 康夫	(株)京都銀行 頭取
伊藤 忠彦	(株)関西アーバン銀行 頭取
布垣 豊	京都中央信用金庫 理事長
松本 精二	大阪協栄信用組合 理事長

<ワーキンググループ委員>

堀内 昭義	中央大学総合政策学部 教授
村本 孜	成城大学経済学部 教授
今野 由梨	ダイヤルサービス(株) 社長
多比羅 誠	ひいらぎ総合法律事務所 弁護士
淵田 康之	(株)野村資本市場研究所 執行役
三井 逸友	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
吉田 和男	京都大学大学院経済学研究科 教授

## [集中連載]

# いよいよペイオフ解禁拡大！ (第5回：ペイオフ本格実施総集編)

来月から、ペイオフ解禁拡大です。これまで4回に渡り組んできたペイオフ解禁拡大に関する特集を読んで頂いて、皆さんがもっていた不安解消の一助となったでしょうか。

今回は、これまでの復習と今後の金融行政が進む方向を解説します。ペイオフ解禁拡大後は、更に強固な金融システムを築くよう金融行政も転換を目指しています。

### 1. 預金保険で保護される預金の範囲について

本年4月以降の預金保護の姿については、下図をご覧ください。

		平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息がつかない等の要件を満たす預金 (※1)は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1,000万円(※2)までとその利息等(※3)を保護。 1,000万円を越える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われる。 (一部カットされることがある。)	
対象外商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われる。 (一部カットされることがある。)	

(※1) 決済用預金といい、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものとなる。

(※2) 当分の間、金融機関が平成15年4月以降に合併を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円までではなく、「1,000万円×合併等に関わる金融機関の数」による金額(例えば、2行合併の場合は、2,000万円まで)となる。

(※3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護される。

### 2. 決済用預金とは？

平成14年12月に改正された預金保険法により創設されたもので、「決済サービスが提供できること、その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること、利息が付されていないものであること」という3要件(便宜的に広報活動などでは「無利息、要求払い、決済サービスが提供できる」といっている。)を満たす預金である、この3要件を満たせば、預金の名称にかかわらず17年4月以降も全額保護されます。

なお、平成17年2月末時点で当庁がヒアリング調査したところ(注参照)、3月末までに「決済用預金(当座預金以外のもの)を提供する予定」もしくは「既に商品として提供している」と回答された金融機関は97.6%となっています。

(注) 広く一般的に預金業務を展開している 622 の金融機関に対してヒアリングを実施したもの。

### 3. ペイオフ解禁拡大の必要性

巷間ではこの制度変更のことを、「ペイオフ完全解禁」や「ペイオフ完全実施」とする表現が多く用いられていますが、金融行政では、「ペイオフ解禁拡大」としています。これは、平成 14 年 4 月に定期性預金についてペイオフが解禁され、既に金融機関が破綻した場合には預金がカットされる制度となっていること、本年 4 月以降はこのカットの対象に決済用預金の要件を満たさない普通預金と別段預金がかかることから、制度の移行を正確に表現するという意味で用いているものです。

こうしたことを踏まえれば、既に預金者の皆さんは自己の預金資産を守るため金融機関を選別する時代に入っており、今回のペイオフ解禁拡大について必要以上に身構え、不安視することは適切ではないと考えられますが、やはり、これまで全額保護されていた利息の付く普通預金などが全額保護されなくなれば、資産の保全と運用の手段を改めて見直す必要があるでしょう。

一方、預金者の皆さんのニーズに応えるためには、金融機関は皆さんからの信頼を得られるよう緊張感をもって真剣に経営に取組む必要があり、市場規律の下で「金融機関が預金者の選択と信頼を競い合う」新たな時代の出発点となるのではないのでしょうか。こうした取組みにより我が国の金融システム全体としての安定性が持続的に確保されると期待されます。

また、金融行政としても、こうした「選択と信頼」を基盤とする金融システムを構築するため、利用者ニーズの重視と利用者保護ルールに基づいた検査・監督を行うこととなります。

### 4. なぜ今年の 4 月から実施するのか

平成 14 年秋に構造改革を加速させるための政策強化を行い、政府・日銀一体となってデフレ克服に取組み、平成 16 年度には不良債権問題を終結させるという総理説示がありました。当時、平成 15 年 4 月からとされていた当座預金、普通預金、別段預金についてのペイオフ解禁も、決済機能の安定確保のための制度面での手当てなどの準備を整えることとするが、その実施は金融システムの安定確保の観点から不良債権問題が終結した後の平成 17 年 4 月からとされたためなのです。

この不良債権問題の正常化という点について、当時（平成 14 年 3 月末）の主要行の平均不良債権比率（8.4%）を平成 17 年 3 月末に半分程度に減少させるという目標が金融再生プログラムにおいて定められ、平成 16 年 9 月末の主要行の不良債権比率は 4.7%とほぼ半減目標に向け順調に低下しています。

### 5. ペイオフ解禁拡大する環境は整っているのか

#### (1) 健全性が向上

主要行の不良債権比率は本年 3 月末までに 8.4%の半分程度にするとの目標達成に向け順調に低下しているところであり、地域金融機関についても、全体で見るとリレーションシップバンキングへの取組みが着実な進展をみせる中で、不良債権比率は、全体として低下のトレンドに入っていると考えられること、また、我が国の金融機関のリスク管理態勢や資産査定信頼性が全体として大幅に改善しており自己資本比率も改善しています。

#### (2) ディスクロージャーが充実

金融機関がディスクロージャーを充実させることは、金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規制を促すとともに、預金者の皆さんの自己責任原則の確立のための基盤となることから、極めて重要なことです（平成 11 年 12 月 21 日金融審議会答申「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」参照。）。この考え方にに基づき、預金取扱金融機関のディスクロージャーについては、平成 11 年 3 月期から、業務・財産の状況に関し法定された事項を、単体及び連結ベースで開示することが罰則付で義務化されました。

これに加え、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」においては、株式非公開銀行に対して株式公開銀行と同様の開示（四半期開示、タイムリーディスクロージャー）を平成 16 年度から実施するよう要請し、協同組織金融機関に対しては、昨年度から半期開示を実施するよう要請するなど、更なるディスクロージャーの充実を図っています（注参照）。

（注）開示制度充実の経緯

- ① 平成 10 年 3 月期から（協同組織金融機関は 11 年 3 月期から）、米国証券取引委員会の基準と同様の基準による不良債権の情報開示
- ② 平成 11 年 3 月期から（地域銀行は 11 年 9 月期、協同組織金融機関は 12 年 3 月期から）、金融機能再生緊急措置法による資産査定の開示
- ③ 平成 11 年 3 月期から、預金取扱金融機関の業務・財産の状況に関し、法令に規定された具体的な事項を単体・連結ベースで開示することが罰則付で義務化
- ④ 平成 15 年度から、協同組織金融機関に対し半期開示を要請（全ての信用金庫、信用組合が実施）
- ⑤ 平成 16 年度から、株式非公開銀行に対し、株式公開銀行と同様の開示（四半期開示、タイムリーディスクロージャー）を要請（株式非公開の地域銀行 19 行全てが四半期開示を実施し、16 行がタイムリーディスクロージャーを実施）

なお、地域金融機関の財務状況については、主な経営指標を当庁のホームページにも掲載しているので、「<http://www.fsa.go.jp/chusho/shihyou.html>（中小・地域金融機関の主な経営指標）」を参考にして頂くことができます。

### （3）その他の環境整備

万が一金融機関が破綻した場合は、迅速な破綻処理を行いできるだけ早期に預金等を払い戻すことが求められます。この前提として、預金口座ごとに預金者データを整備すること（「名寄せデータ整備」という。）を各金融機関に求めています。

金融庁は、預金保険機構と連携して、各金融機関の名寄せデータ整備状況を検査していますが、この検査も 3 月末までに一巡しました。預金口座のデータは預金者の転居や改姓などにより随時変動するものであるため、各金融機関においてはその精度の維持、向上が求めています。

金融庁としては、ペイオフ解禁拡大後も引き続き名寄せデータの整備状況について厳正な検査、監督を行うこととしているが、預金者の皆様におかれても、転居や改姓された場合は取引のある金融機関にも届け出ていただく必要があると考えています。

## 6. まとめ

以上のように、ペイオフ解禁を拡大する環境は整ったものと考えられますが、金融システム全体の安定性を持続的に維持するには、まずは各金融機関が、自己責任原則の下で適切なリスク管理・財務の健全性の維持・ディスクロージャーの充実を図り、市場規律の下で健全性の確保に取り組んでいくことが重要です。

金融庁としては、そうした金融機関の自主的な努力を最大限尊重するとともに、適切な検査、監督の実施を通じ、個々の金融機関に問題が生じうる場合の早め早めの対応をするよう、引き続き尽力してまいります。

※ ペイオフ解禁拡大については、金融庁ホームページの「[預金保険制度（ペイオフ本格実施）](#)」にもアクセスしてください。

## [集中連載]

# 金融改革プログラム —金融サービス立国への挑戦— (第3回：地域経済への貢献)

1月号から始めました、「金融改革プログラム—金融サービス立国への挑戦—」特集。今回は、初回にご紹介した「今後金融改革を進めるに当たっての5つの視点」のうち、「地域経済への貢献」について、その問題意識や具体的施策についてQ&A方式でご紹介していきます。

Q. 「金融改革プログラム」の中で「地域経済への貢献」が柱として盛り込まれた背景を教えてください。

A.

前回、このコーナーの結びで「活力ある金融システム」について、サッカーの試合に喩えながらご紹介しましたが、「点を取られないように自分のゴール前で踏ん張っている」状況から、「点を取るために相手のゴール前に出来る限り多く人を割く」積極的な状況への転換を確固たるものにするには、自分たちの陣地、即ち各地域なり、各地元において、裾野がしっかりとできていることが前提として大切です。

日本経済の裾野をしっかりと支えられるような金融システムになっていて初めて、利用者に対して、国際的にも高い評価が得られる金融商品・サービスを提供できる余地も生まれてくると考えられることから、地域経済に貢献する金融システムを「金融改革プログラム」の一つの柱として掲げたのです。

Q. 地域経済へ貢献できる金融システムとはどのようなものなのですか？

A.

1. 地域経済へ貢献できる金融システムとは、貸し手の金融機関と借り手企業の経営者との長期的に継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を行うビジネスモデル（間柄重視の地域密着型金融）を、持続可能性を持って実行できる金融システムと考えられます。
2. こうした考え方の下、金融庁ではこれまで、平成15年3月28日に公表した、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図ることで、同時に不良債権問題の解決を目指してきたところです。
3. 「金融改革プログラム」では、現在取り組んでいるこの「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」について、実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定することとしています。

Q. 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」のこれまでの成果について教えてください。

A.

1. 現行の「アクションプログラム」の各施策の進捗状況及び各中小・地域金融機関の取組み実績については、平成15年度から平成16年度上半期までの実績を、昨年末(12月27日)に公表したところで

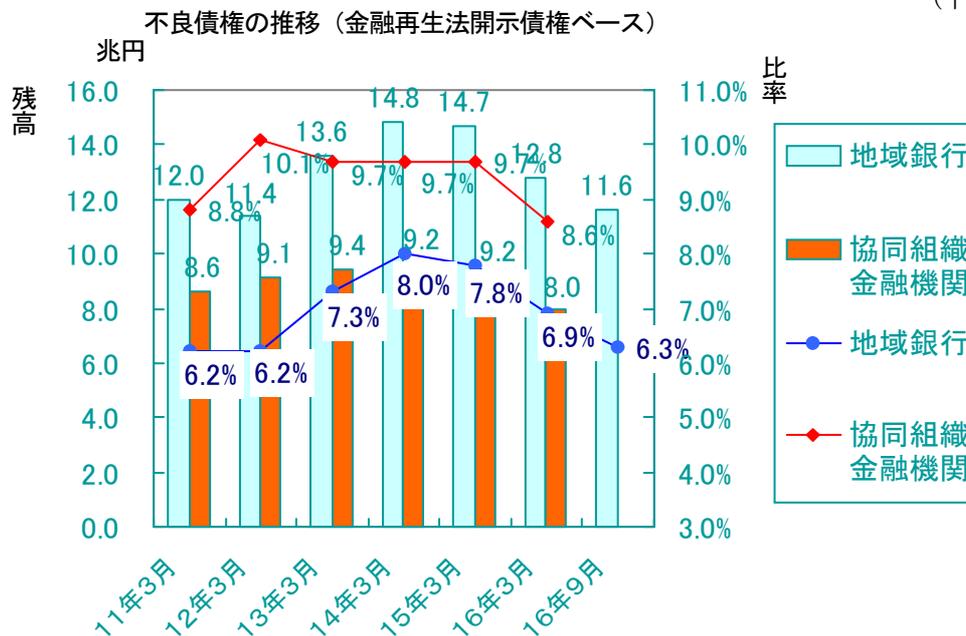
2. この中で、各金融機関の取組み実績を見ると、経営改善支援のための体制整備や政府系金融機関との連携など、地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備等については、既に相当数の金融機関において取組みが行われ、定着が図られています。

また、ビジネスマッチング情報を提供する取組みの強化やスコアリングモデル、財務制限条項を活用した担保・保証に過度に依存しない融資等の中小企業金融の円滑化に向けた取組み等についても、強化・拡充が図られてきています。

更に、デット・エクイティ・スワップや企業再生ファンドの組成・出資などの事業再生に向けた取組み等については、ノウハウの取得や案件の発掘等、実行に移すまでにある程度の期間を要することもあり、成果に結びついていない金融機関もあるものの、件数や融資額等は着実に増えています。

3. こうした対応は、大手行の行う不良債権のオフバランス化のように、短期間かつ劇的に不良債権比率を低下させるものではありませんが、中小・地域金融機関についても、不良債権問題は正常化に向け、着実に進展しています。

(下図参照)



Q. 新たな「アクションプログラム」では、地域経済へ貢献できる金融システムの担い手である中小・地域金融機関に、どのようなことを求めていくのでしょうか？

A.

1. リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の担い手である中小・地域金融機関には、
  - ① 事業再生や中小企業金融の円滑化
  - ② 経営力の強化
  - ③ 地域の利用者の利便性向上を図るための地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定を求めていきます。
2. また、健全性の確保や収益性の向上、ガバナンスの強化等の観点から、
  - ① リスク管理の高度化や経営管理（ガバナンス向上）に向けた取組み
  - ② 新たなビジネスモデルの浸透、新規参入の促進
  - ③ 地域の利用者の利便性向上に向けた情報開示等の充実を促していきます。
3. 今後、こうした施策を着実に実行することで、地域の再生・活性化に貢献できる金融システムの構築に取り組んでまいります。

---

以上で「金融改革プログラム」の4つ目の視点である「地域経済への貢献」についてのご紹介を終わります。

今回は、「金融改革プログラム」の第5の柱「信頼される金融行政」についてお伝えいたします。

※ 金融改革プログラムについては、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－」（平成16年12月24日）](#)にもアクセスしてみてください。

## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

**Q： 「金融経済教育懇談会」ですが、具体的にどのようなテーマについての議論をお考えですか。**

A： 金融経済教育では非常に幅広い観点から議論をしたいと思っています。人生を豊かにしていくために、ライフステージの様々な機会を通じて金融の問題を考える機会をどのような形で充実していったら良いのか。その際にどのような形で金融教育を充実しなければいけないのか。その中で金融庁は何ができるのかを考えていきたいと思っています。

今いつまでに何かをまとめるとは考えていませんが、議論の内容によっては金融行政にすぐ反映していくこともあるかと思しますので、議論をお聞きしながら今後の金融教育の充実につなげていきたいと思っています。

(平成17年2月25日(金) 閣議後会見 抜粋)

**Q： 今後の金融経済教育については、学校教育の現場の中で金融経済教育を行うことを目指すのか、それともそう絞ったものではないのか、どこを中心に教育を考えているのですか。**

A： 人生を豊かにしていくためには金融との付き合い方と言うか、学べる機会を増やしていくことが非常に重要であると思います。今指摘がありましたように、初等教育、義務教育の段階で金融教育を充実させていくことも課題です。またその後のライフステージの中で、学べるチャンスを広げていく、学びたいと思った時に学べる機会を提供し、その中で充実した教育が行われることも大切なことだと思っています。今どのステージに絞ってということではなく、それぞれのステージの専門家の方々に参加していただいていますので、この点については幅広く議論していただきたいと思っています。議論の展開によっては、あるステージに絞って少し考え方をまとめていこうという話もあると思いますし、また全体として金融教育のあり方を考えていかなければいけないという議論の展開もあるだろうと思います。今後の懇談会の議論を見守っていききたいと思っています。

(平成17年2月25日(金) 閣議後会見 抜粋)

**Q： 立会外取引の規制に関して、なぜこのタイミングで法制化を含めた検討をするのですか。また立会外取引の役割をどう認識しているのですか。**

A： 市場の公正性を確保し、市場の信頼性を確保していくことは非常に重要なことだと思っています。御承知の通りTOB制度は、市場の透明性・公正性を確保するために導入された制度ですので、この制度が形骸化されるようなことはあってはならない。そういうことを招くような事態があるなら、それに対して適切な対応をしなければいけないと思っています。立会外取引はその使われ方によっては、相対取引と類似の形態になり得ることから、私共としては、これを放置すればTOB制度の形骸化を招きかねない。従ってTOB規制の適用対象にできるように制度的な手当てを行うと、その必要性を認識しながら法制化も視野に入れた検討作業を進めているところです。

立会外取引は証券取引市場の重要な機能の一つとっております。例えば、機関投資家のポートフォリオの組換えとか、或いは持合株の解消、自社株の取得等に使われる、そうしたことによって円滑な取引を行っていくことですから、こうした立会外取引の機能に十分留意しながら今回の検討作業を進めていきたいと思っています。

(平成17年3月1日(火) 閣議後会見 抜粋)

**Q： 市場行政を掌る立場として、ライブドアとニッポン放送の株式取得を巡る争いについての裁判所の決定について、大臣はどのように受け止めていますか。**

A： 個別の案件については、コメントは差し控えさせていただきたいと思います。一般論として申し上げれば、証券市場の信頼性を確保していくために、市場の透明性・公正性が保たれること、そして投資家或いは株主の権利が保護されることは、極めて重要なことだと考えています。

また企業経営者も、株主を始めとしたステークホルダーの利益についても十分目配りをした経営を行うことが求められていると考えています。

(平成17年3月15日(金) 閣議後会見 抜粋)

**Q： 今国会提出の法案ですが、保険業法、証券取引法について、この国会で審議することの意義についてお聞かせください。**

**また、銀行法の与党手続が遅れていますが、今後の見通しもお願いします。**

A： 「保険業法の改正案」ですが、この改正は現行制度で規制の対象外となっています共済について契約者保護のためのルールを適用するものであり、保険のセーフティネット制度の見直しと併せて、契約者保護の充実を図るために大変重要なものだと考えています。

また「証券取引法の改正案」は、証券市場に対する信頼性を確保し、市場の国際競争力を向上させる観点から重要な改正と考えていますので、両法律案について今国会での早期の審議・成立をお願いするものです。

それから「銀行法の一部を改正する法律案」ですが、現在、自民党の財務金融部会長と金融調査会長の預かりとされています。金融庁としては、予算非関連法案の締切日が3月15日、来週ですので、提出することは極めて厳しい状況にあると認識していますが、与党における議論等も踏まえながら、十分調整させていただいて引続き法案提出に向けた準備作業を進めていきたいと考えています。

(平成17年3月11日(金) 閣議後会見 抜粋)

## 【お知らせ】

### 新たなビジネスをお考えの方へ

#### ～ノーアクションレター制度を御存知ですか？～

#### ○ こんな制度です！

民間企業等が、新しい商品の販売やサービスの提供を行おうとする際に、その新たなビジネスが法令に違反しないことが事前に明らかにならない場合には、折角の有望なビジネスの開始をあきらめてしまうケースも考えられます。しかしながら、そのビジネスが適法に行い得るものであった場合には、結果として、我が国の社会経済において大きな損失となってしまいます。

このような問題に対処するため、民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、以下のような照会を行うことができるのがノーアクションレター制度です。

- ① その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか
- ② その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか
- ③ その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか

照会に対しては、原則として、照会書を受領してから 30 日以内に見解及び根拠を明示した書面により回答を行います。

また、照会及び回答内容は、原則として、回答日から 30 日以内に金融庁ホームページにおいて公表されますので、照会者以外の方も照会内容に関する金融庁の考え方を知ることができます。

#### ○ 照会はメールでも可能！

ノーアクションレター制度による照会は書面によることとされており、これを照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室（財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等）に提出することとされています。照会書面の提出は、担当課室に書面を持参、郵送する方法のほか、金融庁ホームページに掲載されている[手続対象法律及び所管部署一覧](#)（PDF）記載の各メールボックス宛に送付する方法でも可能です。

#### ○ 「先行者の利益」にも配慮しています！

「ノーアクションレター制度を利用したいが、公表されるとなるとせっかく考えた新たなビジネスモデルが明らかになってしまい、利益が害されてしまう。」そんな理由でこの制度は使えないと思っはいませんか。

金融庁のノーアクションレター制度では、照会書に公表延期の理由等を付記し、これが合理的であると認められるときは、回答を行ってから 30 日を超えて公表を延期することができるとしています。実際にどの程度の期間、公表を延期できるかは個別の事案によりますが、これまでも「特許出願まで公表を遅らせて欲しい。」「商品を販売できるようになるまでの期間は公表を遅らせて欲しい。」といった理由により、公表を延期したケース（証券取引法（平成 15 年 12 月 12 日照会（PDF））、銀行法及び前払式証票規制法（平成 16 年 2 月 17 日照会（PDF））もありますので、ご参照ください。

#### ○ 迅速な回答のために！

照会書面には以下の事項を記載して頂くことになっています

- ① 計画している新しい事業や取引の具体的内容
- ② 適用対象となるかどうかを確認したい法令

- ③ 法令適用の有無についての照会者の見解とその根拠
- ④ 照会者名、照会及び回答を公表することについての同意

照会書面の記載が不明確ですと、当庁から照会者に対して問い合わせを行って内容を確認したり、補正をお願いしたりする作業が必要となり、結果として、回答までに時間を要することになります。これまでに提出されている照会書面では、特に、どのような業務を行おうとされているのか、また、なぜ法令適用の有無について照会書面に記載されているような見解となるのかについて、不明確であったり、記載が無かったりするケースが見受けられます。迅速な回答、制度の円滑な運用を図るため、照会される方においても、照会書面には、計画している事業の内容や法令適用の有無に関する根拠をきちんと記載いただきますよう、お願いいたします。

制度の概要はおわかり頂けましたでしょうか。金融庁では、金融行政の透明性・予測可能性の一層の向上を図る観点から、今後ともノーアクションレター制度の活性化を図っていきたくと考えております。「これから行おうとするビジネスは、金融庁所管の法令に違反しないだろうか？」など疑問に思われたときには、ノーアクションレター制度のご利用をご検討下さい。

詳細は、金融庁ホームページの「インフォメーション」内[「法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）」](#)から[「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」](#)（PDF）をご覧ください。

お問い合わせ先 金融庁監督局総務課（内線3743・3311）

## ○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの[「ご意見箱」](#)にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただきます、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

## ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

## 【2月の主な報道発表等】

- 2日(水)
- 金融審議会総会・金融分科会開催
  - 金融審議会金融分科会第二部会開催
- 3日(木)
- [アクセス](#) タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出（追加要請その28）発出
  - [アクセス](#) オフサイトモニタリングにおける金融機関データの所在不明について
- 4日(金)
- [アクセス](#) 個人顧客情報の取扱い等に関する関連府省令の改正（案）の公表  
(パブリック・コメント)
  - [アクセス](#) 個人顧客情報の取扱い等に関する関連事務ガイドライン等の改正（案）の公表  
(パブリック・コメント)
- 8日(火)
- [アクセス](#) 阪奈信用金庫に対する担保附社債に関する信託事業の免許
  - 金融審議会金融分科会第一部会開催
- 9日(水)
- [アクセス](#) 株式会社新銀行東京に対する業務の一部停止命令の一部解除
  - [アクセス](#) 民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係府省令等の整備  
(パブリック・コメント)
  - 評定制度研究会開催
- 10日(木)
- [アクセス](#) 決済用預金の導入に向けた金融機関（業態別）の準備等の状況の公表
- 15日(火)
- [アクセス](#) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)、証券取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（案）、証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）、取扱有価証券に関する内閣府令（案）および証券取引法第七十九条の三及び第百十六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令(案) に対するパブリック・コメントの結果
  - [アクセス](#) F A T Fによる対抗措置該当国の解除及び非協力国・地域リスト等の公表
- 16日(水)
- 金融審議会金融分科会第二部会開催
- 17日(木)
- [アクセス](#) 証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(案)に対するパブリック・コメントの結果
  - [アクセス](#) 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社に対する投資信託委託業の認可
  - 評定制度研究会開催
- 22日(火)
- [アクセス](#) 偽造キャッシュカードに関する金融庁の対応の公表
  - 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催
- 23日(水)
- [アクセス](#) 金融分野における認定個人情報保護団体についての指針（案）  
(パブリック・コメント)
  - 評定制度研究会開催
  - 企業会計審議会内部統制部会開催
- 24日(木)
- [アクセス](#) タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出（追加要請その29）及び（調査表の廃止）の発出

- [アクセス](#) ・ 第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チームの設置
- 25日(金) [アクセス](#) ・ 明治安田生命相互保険会社に対する行政処分  
・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催
- 28日(月) ・ 年度末金融の円滑化に関する意見交換会開催

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。